

上ノ国町公告第 1 号

鉄くず等売払いのため、上ノ国町公告式条例第4条第2項の規定により、公告し次により閲覧に供する。

平成25年 11月28日

上ノ国町長 工藤 昇

記

1. 閲覧期間
自 平成25年 11月28日 至 平成25年12月9日
2. 閲覧場所
上ノ国町役場（閲覧コーナー）

以 上

上ノ国町公告第 2 号

鉄くず等売払いのため、一般競争入札を行うので地方自治法施行令167条の6の規定により公告する。

平成25年11月28日

上ノ国町長 工藤 昇

1. 売払い物品 鉄くず 35t (概数)
アルミくず 2t (概数)

2. 競争入札への参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 上ノ国町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、上ノ国町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 町民税を滞納している者でないこと。
- (7) 北海道内に事業所を有すること。
- (8) 金属くず商の許可を有すること。

3. 契約条項及び売払い物品の内容を示す場所及び期間

上ノ国町役場（閲覧コーナー） 自 平成25年11月28日
至 平成25年12月9日

4. 入札日時及び場所

平成25年 12月10日 午後1時30分
上ノ国町役場 研修室

5. 入札保証金

見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、入札前日までに納付する必要があるので、参加者はあらかじめ、参加の旨を下記まで連絡し、指示に従って下さい。

(連絡先 施設課財産管理グループ TEL0139-55-2311 内線226)

入札保証金は、入札終了後、14日以内にこれを還付します。

6. 予定価格 公表しません

7. 入札書記載金額

消費税相当額を含んだ額を入札書に記載してください。

注) この売払いの契約は単価契約ですので、鉄くず・アルミくずのそれぞれ1tあたりの単価を入札書に記載してください。

8. 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額を落札後から契約締結前までに納付する必要があるため落札後、指示に従ってください。

契約保証金は、契約後目的物の引き渡しを終えたのち還付します。

- ・入札書については、A4版サイズで作成してください。
- ・入札書金額は、1枠に1字ずつ算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付してください。
- ・一回目の入札で決定しない場合、再度入札等を行う場合がありますので入札書を余分に持参してください。
- ・代理人をして入札させる場合は、委任状を提出してください。
- ・郵送又は電報による入札の参加は認めません。
- ・入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効になります。
- ・入札談合に関する情報があった場合、事情聴取、誓約書の提出並びに公正取引委員会へ通報を行うことがあります。

9. 誓約書

- (1) 入札者は、2に規定する資格要件に該当する旨を記載した誓約書を入札日当日に提出するものとする。
- (2) 9の(1)の誓約書に虚偽が発覚した場合には、契約を解除される場合がある。

物品売買契約書（案）

上ノ国町（以下「販売者」という）と
（以下「購入者」という）との間に次のとおり物品売買を締結する。

（契約の目的）

1. 契約の目的となる物品
- | | |
|-----------|-----|
| 物品名及び予定数量 | |
| 鉄くず | 35t |
| アルミくず | 2t |

（契約金額）

2. 契約金額（単価契約）

細目	1 t 当りの単価
鉄くず	円
アルミくず	円

（契約保証金）

3. 契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。

（物品代金の支払い）

4. 物品の代金は、本契約締結後速やかに購入者が販売者に対して支払うものとする。

（所有権の移転）

5. 売買物品の所有権は、名義変更完了の日をもって販売者から購入者に移転する。

（搬出期限）

6. 購入者は平成25年12月30日までに物品を搬出するものとする。

（物品の引渡し）

7. 物品の引渡しは、販売者の指定する日時に下記の場所において行う。
引渡し場所 檜山郡上ノ国町北村173番地（北村ヤード）

（契約の解除）

8. 販売者は購入者がこの契約に定める義務を履行しないとき、または売買物品が引渡し前に全部または、一部を滅失または毀損したときは、この契約を解除することができる。
購入者は、この契約を解除されても、販売者に対しその損害の賠償を請求することができない。

（その他）

9. 前各項に記載のない事項は、上ノ国町財務規則によるもののほか、販売者と購入者協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、販売者と購入者の両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

販売者 檜山郡上ノ国町字大留100番地
上ノ国町長 工藤 昇

購入者

入札書（単価契約用）

1. 入札金額

鉄くず

(消費税等を含む)

1t当りの単価

拾万	万	千	百	十	壱

×35t = _____ 円 a.

アルミくず

(消費税等を含む)

1t当りの単価

拾万	万	千	百	十	壱

×2t = _____ 円 b.

a+b=

合計額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	壱

円

2. 売払物品

鉄くず等

図面及び仕様書承諾の上、
上記の金額をもって、入札いたします。

平成 年 月 日

入札人 住所

氏名

入札 住所

代理人

氏名

上ノ国町長 工藤 昇 様

誓 約 書

上ノ国町長様

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 上ノ国町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、上ノ国町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 町民税を滞納している者でないこと。
- (7) 北海道内に事業所を有すること。
- (8) 金属くず商の許可を有すること。

私は、上ノ国町が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、上記の項目のいずれにも該当することを誓約いたします。なお、誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、上ノ国町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

所在地 〒

商号又は名称

代表者

⑩

平成25年度施行

鉄くず等売払 設計書

北海道上ノ国町

特記仕様書

1. 対象の物品について

- (1) 北村ヤードに仮置している物品のうち、監督員が指定したものを対象とする。(別紙参照)
- (2) 各工事ごとに売却価格がわかる資料を作成すること。

2. 積雪について

入札時期により積雪の可能性があるが、積込の際に必要な除雪等は業務に含まれるものとする。

3. 業務の状況写真について

一連の写真を撮影・整理し、業務担当員に提出するものとする。



北村ヤード全景



小砂子第2号橋長寿命化修繕工事(繰越)



湯ノ岱大橋長寿命化修繕工事(繰越)



落合橋長寿命化修繕工事



道路維持廃品

※このほかに、現在施工中の「湯ノ岱大橋長寿命化修繕工事」及び「宮越内橋長寿命化修繕工事(繰越)」がある。